

令和7年度 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）について

項番	対象資産・税目	取得時期	明和町の特例割合	適用期間	根拠法令・条項	対象となる具体的な資産の例
1	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が5名以下）の用に供する資産 ・固定資産税 （家屋・償却資産）	平成29年 4月1日 以降	2分の1 （課税標準の特例措置）	期限 なし	地方税法 第349条の3 第27項、28項、 29項 明和町税条例 第61条の2	保育の用に直接供する家屋・償却資産  ※ただし、当該事業の用以外に供されていないものに限ります。
2	汚水又は廃液の処理施設 ・固定資産税 （償却資産）	令和6年 4月1日 から 令和8年 3月31日 まで	3分の1 （課税標準の特例措置）	期限 なし	地方税法附則 第15条第2項 第1号 明和町税条例 附則第10条の 2第1項	沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等  ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。
3	下水道除害施設 ・固定資産税 （償却資産）	令和6年 4月1日 から 令和8年 3月31日 まで	5分の4 （課税標準の特例措置）	期限 なし	地方税法附則 第15条第2項 第5号 明和町税条例 附則第10条の 2第2項	沈澱又は浮上装置、汚泥処理装置、濾過装置、中和装置等  ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。

4	特定再生可能エネルギー発電設備 ・固定資産税 (償却資産)	令和6年 4月1日 から 令和8年 3月31日 まで	3分の2 (課税標準 の特例措置)	3年間	地方税法附則 第15条第25 項第1号 明和町税条例 附則第10条の 2第3～6項	太陽光発電設備 (1,000kw未満)  風力発電設備(20kw 以上)  地熱発電設備 (1,000kw未満)  バイオマス発電設 備(10,000kw以上 20,000kw未満)
5	特定再生可能エネルギー発電設備 ・固定資産税 (償却資産)	令和6年 4月1日 から 令和8年 3月31日 まで	7分の6 (課税標準 の特例措置)	3年間	地方税法附則 第15条第25 項第2号 明和町税条例 附則第10条の 2第7号	バイオマス発電設 備(木竹・農産物 10,000kw以上 20,000kw未満)
6	特定再生可能エネルギー発電設備 ・固定資産税 (償却資産)	令和6年 4月1日 から 令和8年 3月31日 まで	4分の3 (課税標準 の特例措置)	3年間	地方税法附則 第15条第25 項第3号 明和町税条例 附則第10条の 2第8～10号	太陽光発電設備 (1,000kw以上)  風力発電設備(20kw 未満)  水力発電設備 (5,000kw以上)
7	特定再生可能エネルギー発電設備 ・固定資産税 (償却資産)	令和6年 4月1日 から 令和8年 3月31日 まで	2分の1 (課税標準 の特例措置)	3年間	地方税法附則 第15条第25 項第4号 明和町税条例 附則第10条の 2第11～13号	水力発電設備 (5,000kw未満)  地熱発電設備 (1,000kw以上)  バイオマス発電設 備(10,000kw未満)

8	浸水防止用設備 ・固定資産税 (償却資産)	平成 29 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで	3 分の 2 (課税標準 の特例措置)	5 年 間	地方税法附則 第 15 条第 28 項 明和町税条例 附則第 10 条の 2 第 14 項	防水扉、止水板、排 水ポンプ、換気口等  ※ただし、水防法に 基づく洪水浸水想 定区域等の一定の 地下街等の所有者 又は管理者が浸水 防止計画に基づき 取得した浸水防止 用の設備が対象と なります。
9	緑地保全・緑化 推進法人が設置 する一定の市民 緑地の用に供す る土地 ・固定資産税 (土地)	平成 29 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで	3 分の 2 (課税標準 の特例措置)	3 年 間	地方税法附則 第 15 条第 32 項 明和町税条例 附則第 10 条の 2 第 15 項	市民公開緑地  ※ただし、都市緑地 法に規定する緑地 保全・緑地推進法人 が所有し又は無償 で借り受けて設置・ 管理するものに限 定されます。
10	一体型滞在快適 性等向上施設	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで	2 分の 1 (課税標準 の特例措置)	5 年 間	地方税法附則 第 15 条第 38 項 明和町税条例 附則第 10 条の 2 第 16 項	都市再生特別措置 法等の一部を改正 する法律に規定す る滞在快適性等上 施設等

11	中小企業者等が 取得した認定先 端設備 ・固定資産税 (償却)	令和7年 3月31日 まで取得	雇用者給与 等支払額の 増加に係る 導入計画な し 2分の1 (課税標準 の特例措置)	3年 間	地方税法附則 第15条第43 項	労働生産性の向上 に必要な生産、販売 活動などに使用さ れる設備のうち、機 械装置、測定工具お よび検査工具、器具 備品、建物附属設 備、ソフトウェア
		令和7年 3月31日 まで取得	雇用者給与 等支払額の 増加に係る 導入計画あ り 3分の1 (課税標準 の特例措置)	4年 間		
		令和7年 4月1日 から 令和9年 3月31日 まで取得	雇用者給与 等支払額の 1.5%増加表 明 2分の1 (課税標準 の特例措置)	3年 間		
			雇用者給与 等支払額の 3%増加表明 4分の1 (課税標準 の特例措置)	5年 間		
12	サービス付き高 齢者向け賃貸住 宅 ・固定資産税 (家屋)	平成27年 4月1日 から 令和9年 3月31日 まで	3分の2 (固定資産 税の減額措 置)	5年 間	地方税法附則 第15条の8第 2項 明和町税条例 附則第10条の 2第17項	高齢者の居住の安 定確保に関する法 律に規定するサー ビス付き高齢者住 宅である賃貸住宅

13	マンション長寿命化工事 ・固定資産税 (家屋)	令和5年 4月1日 から 令和9年 3月31日 まで	3分の1 (固定資産 税の減額措 置)	1年 間	地方税法附則 第15条の9の 3第1項 明和町税条例 附則第10条の 2第18項	新築後20年が経過 したマンションで、 居住用部分が1/2 以上 ・区画10戸以上 ・長寿命化工事を 実施したもの
----	-------------------------------	---	------------------------------	---------	---	---